

「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	当委員会の考え方
1	地方公共団体から報告を求めるのは、特定個人情報に関するものになっていますが、大事なのは個人情報も同じであり、個人情報に関しては地方公共団体から報告を求めないのでしょうか？ 個人情報を所管する国の機関として、特定個人情報、個人情報に関わらず一元管理すべきではないのでしょうか？	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条の3第2項の規定に基づく報告は、地方公共団体及び地方独立行政法人が保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について求めるものです。 なお、地方公共団体における個人情報の取扱いについて、各々の団体の条例等に基づき取り扱っているものであり、法律上、当委員会の直接所管する事項となっております。